社 会 Social

・バリューチェーン全体を通じての社会的責任の発揮
・働きがいのある魅力的な職場環境の実現
・顧客満足の追求

関連するSDGs

基本的な考え方

ニッタグループは、「NITTAグループ理念」において、「Going ahead with you NITTAは動かす、未来へ導く製品で。世の中を前へ、そして人々を幸せに。」を掲げ当社グループの「使命」として定めています。

当社グループは、さまざまなステークホルダーの皆様と価値観を共有し、事業活動によって安心・安全な製品・サービスを届けることにより、企業価値の創造と提供を行っていきます。また、事業活動においては、地域社会発展への寄与や人権尊重等、社会とのつながりを強く意識して活動を行って参ります。

NITTAのCSR調達方針

ニッタグループでは、「NITTAグループ理念」「NITTAグループ行動憲章」「NITTAグループサステナブル経営方針」並びに「NITTAグループ調達・購買方針」などに基づき、持続可能な成長を目指す取り組みを推進するとともに、事業活動を通じて社会的責任を果たしていくことを使命としています。

そこで、取引先様と協力して責任あるCSR調達を推進するための「NITTAグループCSR調達ガイドライン」を2020年度に作成いたしました。ガイドラインでは、企業としての社会的責任を果たす観点から、当社社員はもとより取引先様にも認識かつ実行していただきたい事項を示しています。ガイドラインの趣旨をご理解いただき取り組みを推進していくことで、取引先様と当社グループの双方の企業価値向上につなげることができればと考えます。ガイドラインで要請している活動項目は下記となります。

また、当社グループは、経済産業省が取り組む下請中小企業振興法に基づく「振興基準」遵守の趣旨に賛同し、2022年3月30日「パートナーシップ構築宣言」を「公益財団法人全国中小企業振興機関協会」のポータルサイトに公表いたしました。「パートナーシップ構築宣言」は、企業の代表者が、サプライチェーン全体の共存共栄をはじめ、規模や系列などを越えた新たな連携や、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の遵守について宣言するものです。本宣言では、以下の内容を明示しています。

1. **リスク発生時含め取引先との迅速な情報交換を強化し、持続可能なサプライチェーンの構築に取り組みます。**
2. **価格決定方法や型管理など適正取引化の重点5分野について個別に対応内容を明確にし、振興基準の遵守に努めます。**

当社グループは、今回の宣言を踏まえ、サプライチェーン全体での社会的な課題解決に積極的に取り組んで参ります。

▼「NITTAグループCSR調達ガイドライン」活動項目

項 目	活 動
1. 法令・社会規範の遵守と公正な取引	●法令遵守 ●内部通報、監査制度 ●反社会的勢力遮断 ●規制鉱物禁止 ●利益供与・受領禁止 ●下請法遵守 ●知的財産権の尊重
2. 人権の尊重	●国際的規範遵守 ●ハラスメント行為禁止 ●あらゆる差別撤廃 ●不当労働条件下の購買品取り扱い禁止
3. 安全衛生	●労働関連法令遵守 ●危険予知活動 ●保護具の支給 ●設備安全の徹底
4. 安定供給の確保	●調達BCP体制の確立
5. 環境への配慮	●環境マネジメント運用 ●グリーン調達の実施
6. 社会貢献、コミュニケーション	●国際的・地域的・積極的な貢献活動
7. 情報管理	●機密情報・個人情報の管理と漏洩防止

サプライヤー（購買取引先）への取り組み

ニッタグループは、安全・安心な製品を提供するため「CSR調達ガイドライン」を遵守した調達活動を行います。2021年度には取引金額の約8割を占める主要取引先様202社にガイドラインの同意書を送付させていただき、了解をいただきました。

また、同意いただいた202社の主要取引先様に対して、ガイドラインに関する取り組みや運用状況のアンケートを実施し、ほぼ全ての取引先様から回答をいただきました。取引先様の安全衛生や情報管理などの現在の状況については80点前後と、運用方法および意識が高い一方、安定供給や環境への配慮、社会貢献に関しては60点前後に留まっている状況です。昨今は、サプライチェーン全体で社会的責任を果たすことが求められています。ご理解をさらに深めていただき、取引先様と当社グループの双方がともに成長することを目的に、取引先様への支援を実践いたします。

▼アンケートの結果（平均点）

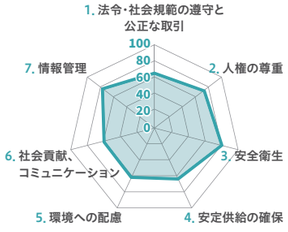

▼CSR調達活動推進評価フロー

1 ホームページ掲載

2 主要取引先（202社※）への送付と協力願いおよび同意書受領

全項目の同意をいただけない場合は、その理由を記載。
※202社は買掛金額比で全体の約80%に当たります。

3 新規取引先契約時の同意依頼

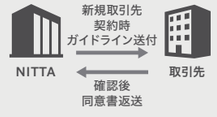

4 アンケートによるCSR調達活動推進評価（2年に1回）

アンケート内容評価（場合によっては指導）

2021年度に初回実施、以降2年おきに実施予定

法令・社会規範の遵守と公正な取引

法令・社会規範の遵守

ニッタグループは、グループで働く全ての人が共通の価値観と倫理観をもち、これを実践していくことにより、多様なステークホルダーから一層の信頼を得て社会とともに発展していく企業でありたいとの考えから、「NITTAグループ行動憲章」、並びに行動憲章を具体化し事業活動を行う際の基本を示した「NITTAグループ行動憲章実践書」（以下、「実践書」とします。）を制定しています。

「実践書」では、法令等の遵守について右記の通り定めており、グループで働く全ての人がこのような倫理観をもって節度ある行動を取るようにしたいと考えています。

▼「NITTAグループ行動憲章 実践書」法令等の遵守

私たちは、自国はもとより各国・地域における法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重し、誠実さと節度をもって行動します。

1. 私たちは、業務に関連する法令や社内規程等の正しい理解に努め、それを遵守します。
2. 私たちは、歴史あるNITTAグループの一員であることに誇りと自覚をもち、いかなる場面においても誠実さと節度をもって行動します。
3. 私たちは、法令や社内規程等に違反するあるいは違反する恐れのある行為を目にした時は、ルールに基づき、適切に対処します。
4. 私たちは、他人の権利を尊重し、侵害することのないように行動します。特に、知的財産権（特許権、商標権、著作権等）については、当社の権利の保全に努めるとともに、他人の権利を侵害しないように注意して適切に行動します。

公正な取引

ニッタグループは、「NITTAグループ行動憲章」、「NITTAグループ調達・購買方針」、並びに「NITTAグループCSR調達ガイドライン」において、適正な取引を行うとともに、公正な競争の原則、並びに適用される全ての法令や規制に準拠して事業を行うことを掲げています。また、あらゆるステークホルダーと健全な関係を保ち、反社会的勢力との取引は禁止することを定めており、公正な取引の実現を目指しています。

▼「NITTAグループCSR調達ガイドライン」（1）法令・社会規範の遵守と公正な取引

- ●事業活動に適用される法令・条例・政府通達を遵守する。（会社法、独占禁止法、下請法、労働関連法規、環境関連法規 等）
- ●違法行為・不祥事に関する内部通報制度を整備する。
- ●反社会的勢力との取引を禁止する。
- ●不適切な利益供与・受領を禁止する。
- ●業務上の不正や誤謬の防止を図ることを目的に内部監査を行う。
- ●優越的地位を利用し、自社の購買先に不利益を与える行為は行わない。
- ●サプライヤーの知的財産権を尊重し、サプライヤーの製品仕様やノウハウを無断で使用しない。また、購入物が第三者の知的財産権を侵害するもので無いことを確認する。
- ●社会問題の起因となりうる鉱物を購入しない。